

令和5年8月23日  
海事局安全政策課

## 小型旅客船等への改良型救命いかだ等の公募を本日から開始します！

小型旅客船等への安全設備の早期導入を図るため、改良型救命いかだ等の導入のための補助金について、本日より公募を開始します。

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された知床遊覧船事故対策検討委員会において、

- ・改良型救命いかだ等
- ・業務用無線設備（携帯電話を除く）
- ・非常用位置等発信装置

といった安全設備の導入が必要とされました。

令和5年4月26日に業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の公募を開始しておりますが、本日より、追加で改良型救命いかだ等の公募を開始します。また、本補助金の公募期間を令和6年1月31日まで延長します。詳細は下記及び別添のとおりです。

※4月26日に公表した業務用無線設備及び非常用位置等発信装置の補助は、こちらをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji06\\_hh\\_000290.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji06_hh_000290.html)

### 記

#### 【補助対象設備】

- ・改良型救命いかだ等（改良型救命いかだ、改良型内部収容型救命浮器） ※追加
- ・業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）
- ・非常用位置等発信装置（衛星非常位置指示無線標識（EPIRB）、船舶自動識別装置（AIS））

#### 【補助対象船舶】

一定の条件を満たす航行区域を有する以下の船舶

- ① 旅客定員 13 名以上の船舶（遊漁船を除く）
- ② 旅客定員 12 名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

#### 【申し込み方法及び問い合わせ先】

申し込み方法及び制度の詳細、お問い合わせについては、こちらをご覧ください。

「小型旅客船等安全対策事業費補助金」事務局

公募期間： 令和5年4月26日（水）～令和6年1月31日（水）

※公募期間を延長しました。（補助金申請額が予算上限に達し次第、交付申請の受付を終了します。）

URL： <https://marine-safe.jp/marine-safe/>

電話： 050-3093-4819（受付時間 10:00～17:00 土・日・祝・年末年始を除く）

メール： [info@marine-safe.jp](mailto:info@marine-safe.jp)（受付時間 24 時間）

#### 【問い合わせ先】

海事局 安全政策課 川崎・植田  
（内線 43-515、43-528）  
代表：03-5253-8111  
直通：03-5253-8631

## 補助概要

### 課題・目的

- 知床遊覧船の事故においては、小型船舶等の安全設備に関し、以下が課題となった。
  - 水温が低い海域を航行する船舶の**救命設備**について、水中での救助待機を前提とする救命浮器と救命胴衣のみとすることの妥当性
  - 携帯電話が繋がらない可能性がある地域であっても、海難発生時に確実に救助要請を実施できる設備の搭載
- これを受け、知床遊覧船事故対策検討委員会において、以下の安全設備について早期搭載の促進が必要とされた。
  - 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せずに乗り移りが可能な**改良型救命いかだ等**
  - 海陸上との間で常時通信できる**業務用無線設備(携帯電話を除く)**
  - 海難発生時に救難信号及び自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**



## 事業概要

○次に掲げる安全設備を導入する事業者に対する補助。

### 1. 改良型救命いかだ等の導入

- ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入



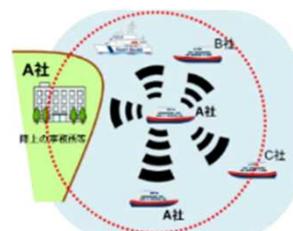
スライダー付救命いかだ(写真は大型船用)

### 2. 業務用無線設備の導入

- ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入

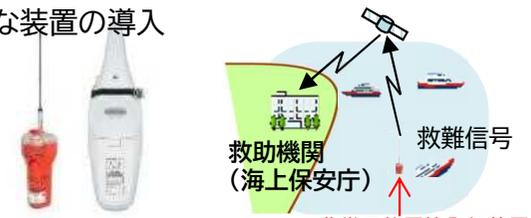


VHF無線電話の例



### 3. 非常用位置等発信装置の導入

- ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

## 補助対象

- ①旅客定員13名以上の船舶(船舶安全法上の「旅客船」)(遊漁船は対象外)
- ②旅客定員12名以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶(例:海上タクシー等)のうち、以下に該当するもの。ただし、既に救命いかだや救命艇が義務付けられている船舶を除く。

航行する水域の最低水温	対象船舶
10℃未満	すべての船舶(河川、港内、一部の湖※を航行するものを除く)
10℃以上15℃未満	限定沿海以遠を航行する船舶
15℃以上20℃未満	限定沿海以遠を航行する一部の船舶

※琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖を航行する船舶のみが対象。

## 対象設備・補助額

- ◆ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた「救命いかだ」又は「内部収容型救命浮器」(改良型救命いかだ等)の購入費(乗込装置を含む)に補助率(2/3)を乗じた額を補助。
- ◆ 船舶の定員に応じて、上限額を設定。

定員	補助上限額
~16名	733千円
17~25名	1,000千円
26~50名	1,426千円
51~66名	2,160千円

定員	補助上限額
67~75名	2,426千円
76~100名	2,853千円
101~116名	3,586千円
117~125名	3,853千円

注)百円単位以下の金額は切り捨てて記載。126名を超える場合の上限額については、交付規程を参照。